

## 五監公告第 14 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年10月29日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

財政課

### 3. 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 4. 監査の実施期間

平成27年9月28日～平成27年10月27日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

普通財産または土地開発基金として管理している財産については、効率的な運用と併せて経費の節減に努めなければならない。

普通財産として管理している旧塵芥焼却場用地(村松1334-2)並びに建物について、景観及び安全面から早急に改善策を講じられたい。

土地開発基金で取得した土地については、長年にわたり遊休状態と思われる土地が見受けられる。早急に検討され、有効活用を図られたい。

(2) 所見

新市合併から10周年を迎え、今後、普通交付税の段階的な削減が実施される。一方、合併特例債等により市債残高が増加傾向にあり、厳しい財政運営が予想される。自主財源の確保及び歳出の節減を図り、健全な財政運営に努めていただきたい。